

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿



厚生労働省老健局老人保健課長

介護保険の訪問看護費の算定について

特掲診療科の施設基準等を定める件（平成16年厚生労働省告示第136号。以下「医療保険新基準」という。）により、入院中以外の要介護被保険者等で、医療保険の在宅患者訪問看護・指導料を算定できる患者の範囲が変更になったところですが、介護保険の訪問看護費の算定については、下記のように取り扱うこととしましたので、内容を御了知の上、市町村、事業者等への周知等をお願いいたします。

記

1 医療保険の在宅患者訪問看護・指導料を算定できる患者の範囲の変更内容

入院中以外の要介護被保険者等で、医療保険の在宅患者訪問看護・指導料を算定できる患者は、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要となった患者のほか、医療保険新基準別表第七に規定する疾病等の患者であるが、同表に規定する疾病等については、廃止前の特掲診療科の施設基準等（平成14年厚生労働省告示第74号）別表第六から、以下のとおり変更されたところである。

- ① 「パーキンソン病」に、「進行性核上性麻痺」及び「大脑皮質基底核変性症」を加え、「パーキンソン病関連疾患」としたこと。
- ② 「シャイ・ドレーガー症候群」に、「線条体黒質変性症」及び「オリーブ橋小脳萎縮症」（脊髄小脳変性症から移行）を加え、「多系統萎縮症」としたこと。

と。

- ③ 「クロイツフェルト・ヤコブ病」に、「ゲルストマン・ストロイスラー・シヤインカー病」と「致死性家族症不眠症」を加え、「プリオン病」としたこと。
- ④ 「ハンチントン舞踏病」を「ハンチントン病」に名称変更したこと。

2 介護保険の訪問看護費の取り扱い

上記1のとおり医療保険新基準別表第七に規定する疾病等の範囲が変更され、入院中以外の要介護者被保険者等で医療保険の在宅患者訪問看護・指導料の算定できる患者が追加されたところであるが、今回追加された患者を含め、医療保険新基準別表第七に規定する疾病等の患者は、医療保険の在宅患者訪問看護・指導料を算定し、介護保険の訪問看護費は算定しないこととする。

J 0 5 1 がま腫切開術

J 0 5 3 咽石摘出術（表在性のもの及び深在性のものに限る。）

J 0 6 3 齒周外科手術（歯肉剥離搔爬手術に限る。）

J 0 6 4 齒肉弁移動術

J 0 6 5 齒槽骨骨折非観血的整復術

J 0 6 6 齒槽骨骨折観血的整復術

J 0 6 7 上顎骨折非観血的整復術

J 0 7 1 下顎骨折非観血的整復術

J 0 7 3 口腔内軟組織異物（人工物）除去術（簡単なもの及び困難なものに限る。）

J 0 7 7 頸関節脱臼非観血的整復術

J 0 8 0 頸関節授動術（徒手的授動術に限る。）

J 0 8 2 歯科インプラント摘出術

J 0 8 4 創傷処理（筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満）に限る。）

J 0 8 6 歯科治療総合医療管理料に規定する疾患

J 0 8 8 高血圧性疾患

J 0 8 9 虚血性心疾患

J 0 8 A 不整脈

J 0 8 B 心不全

J 0 8 C 端息

J 0 8 D 副腎皮質機能不全

J 0 8 E 脳血管障害

J 0 8 F てんかん

J 0 8 G 甲状腺機能亢進症

J 0 8 H 自律神経失調症

J 0 8 I 別表第七 在宅患者訪問診療料及び在宅患者訪問看護・指導料に規定する疾病等

J 0 8 J 末期の悪性腫瘍

J 0 8 K 多発性硬化症

J 0 8 L 重症筋無力症

J 0 8 M スモン

J 0 8 N 筋萎縮性側索硬化症

J 0 8 O 脊髄小脳変性症

J 0 8 P ハンチントン病

J 0 8 Q 進行性筋ジストロフィー病

J 0 8 R パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーリン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））

J 0 8 S 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）

J 0 8 T プリオノ病

J 0 8 U 亜急性硬化解性全脳炎

J 0 8 V 後天性免疫不全症候群

J 0 8 W 頸髄損傷

別表第八

一 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、

二 在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅心管狭窄症患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅自己呼吸管理指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、

三 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

四 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

五 在宅自己注射指導管理料に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン製剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

乾燥人血液凝固第VIII因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンベータ製剤

別表第十 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

ペーチエット病

多発性硬化症

重症筋無力症

全身性エリテマトーデス

スモン

筋萎縮性側索硬化症

強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎

結節性動脈周囲炎

ビュルガーパー病

脊髄小脳変性症

モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）

ウエゲナー肉芽腫症

多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）

広範脊柱管狭窄症

(傍線部分は変更部分)

特掲診療科の施設基準等（平成十六年厚生労働省告示第五十号）改正後

別表第七

在宅患者訪問診療科及び在宅患者訪問看護・指導料に規定する
疾病等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症、

パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であつて生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る。）

多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイード

レーガー症候群）

プリオント病

亜急性硬化症全脳炎

後天性免疫不全症候群

頸椎損傷

人工呼吸器を使用している状態

特掲診療科の施設基準等（平成十四年厚生労働省告示第七十四号）現行

別表第六

在宅患者訪問診療科及び在宅患者訪問看護・指導料の対象疾病等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パーキンソン病（ヤールの臨床的重症度分類がステージ三以上であつて生活機能症度がII度又はIII度のものに限る。）

シャイードレーガー症候群

クロイツフェルト・ヤコブ病

亜急性硬化症全脳炎

後天性免疫不全症候群

頸椎損傷

人工呼吸器を使用している状態